

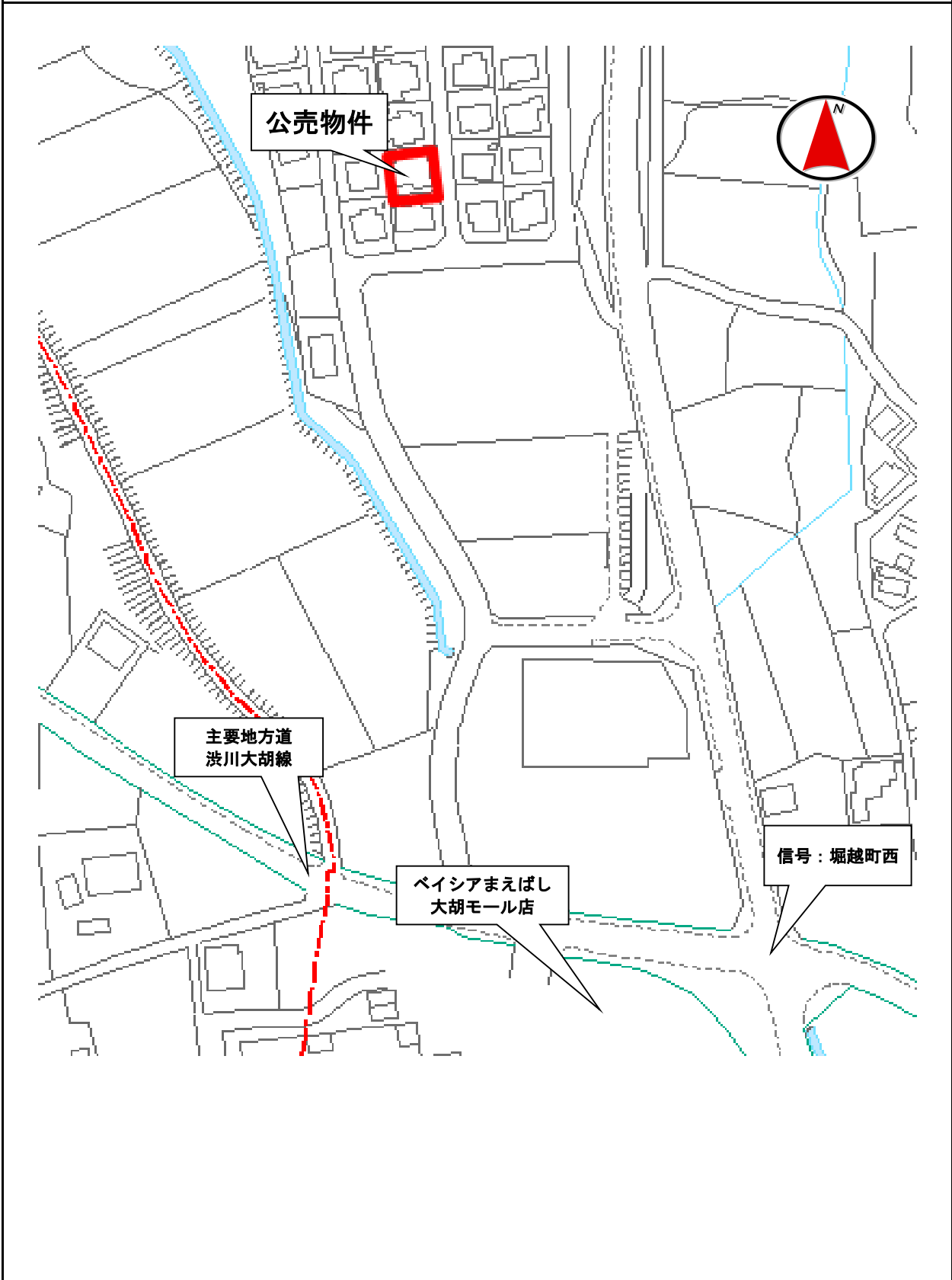
# 物件明細書

売却区分の番号	前橋市一三	見積価額	金 2,000,000円
		公売保証金	金 200,000円
<b>財産の表示</b> (土地) 1 所 在: 前橋市堀越町 地 番: 531番26 地 目: 宅地 地 積: 207.56㎡ (建物) 2 所 在: 前橋市堀越町 531番地26 家屋番号: 531番26 種 類: 居宅 構 造: コンクリートブロック造陸屋根平家建 床 面 積: 61.70㎡ 昭和53年5月30日新築 <div style="text-align: right;">(以上登記簿による表示)</div>			
物件の位置	上毛電鉄線 大胡駅から北西方 約1,200m(直線距離)		
主な公法上の規制	都市計画区域	非線引都市計画区域	
	用途地域	第一種住居地域	
	建ぺい率(指定)	60%	
	容積率(指定)	200%	
接道状況	東側 幅員約6.0mの舗装市道(42条1項1号道路)		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦	
	画地条件	間口 約14m 奥行 約14.5m	
	形状	整形地	
	供給施設	上下水道有り。集合ガス(堀越集合団地)有り。 (ガスメーターを撤去する場合は、費用がかかります。)	
使用状況等	現地は、現所有者が占有し、居住しています。		
特記事項	1 本物件は、土地及び建物を一括公売します。 2 土地見取図、建物見取図、家屋図面は参考です。現況と相違する場合は、現況優先とします。 3 埋蔵文化財包蔵地の指定エリア(前橋市0190遺跡)内に所在するため、工事する場合は事前に前橋市の文化財保護課に相談する必要があります。		
注意事項	1 前橋市は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2 前橋市は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等などについても、すべて買受人自身で行ってください。 3 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。 4 公売財産は、現状引き渡しとなります。市は瑕疵担保責任を負いません。 5 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 6 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金の納付があった時とします。なお、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となりますが、他の法令等により制限のある場合は、これにしたがいます。 7 土壌汚染や残存物などに関する専門的な調査は行っておりません。 8 公売財産について、関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関する関係各部署に確認及び現地を確認するなど、十分調査を行ったうえで入札してください。 9 権利移転に要する費用は買受人負担とします。買受代金納付後速やかに市長へ所有権移転の請求をするとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税など)を負担してください。 10 前橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは、公売へ参加することができません。なお、参加者情報に基づき、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがあります。		
その他事項	本物件は、消費税法上の混在財産です。 (消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在した財産)		
問い合わせ先	前橋市役所 収納課 収納第四係 電話 027-898-6230(直通)		

# 公売財産周辺地の概要図

売却区分の 番号	前橋市 -3
-------------	-----------

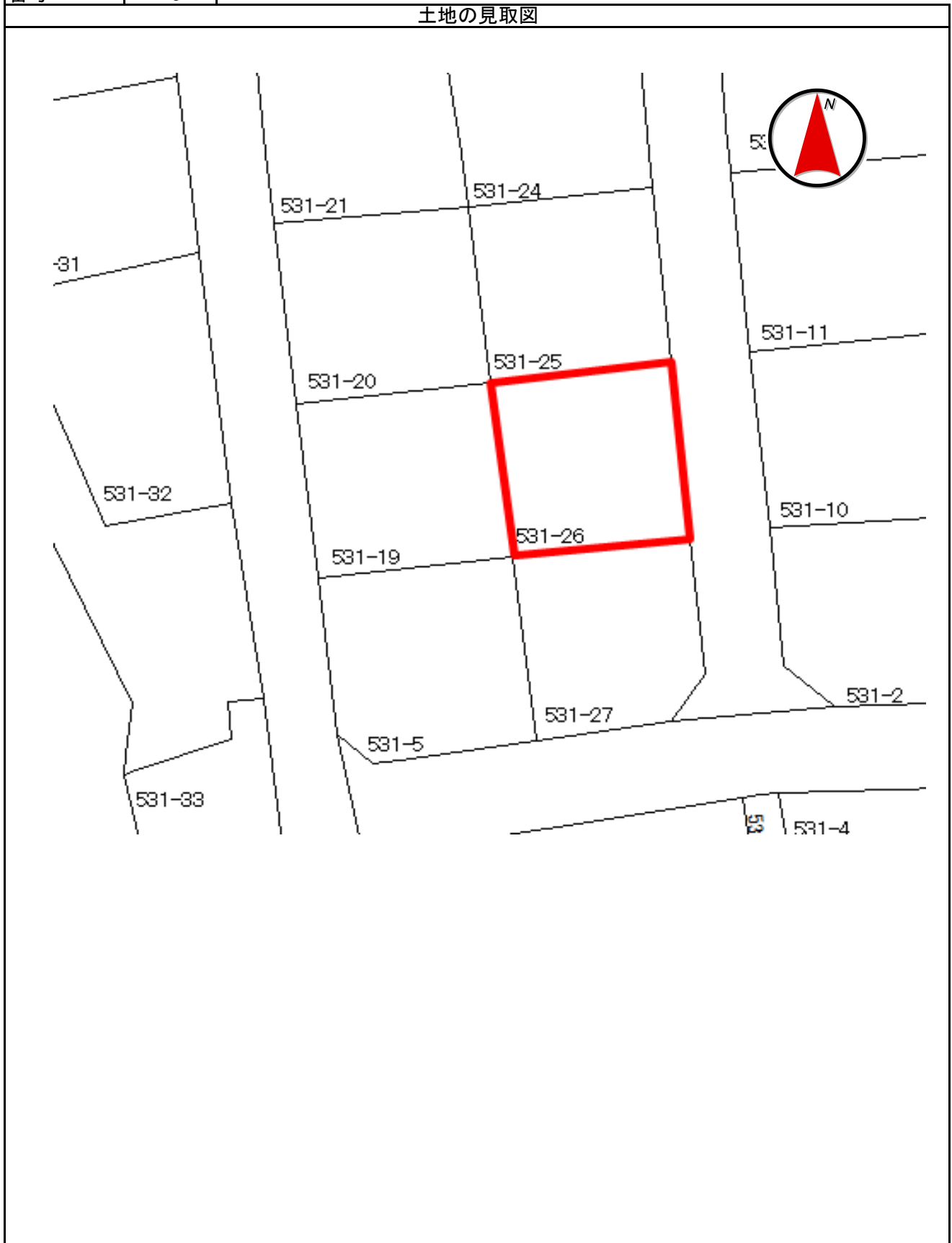
公売財産周辺地の概要図



# 土地の見取図

売却区分の 番号	前橋市 -3
-------------	-----------

土地の見取図

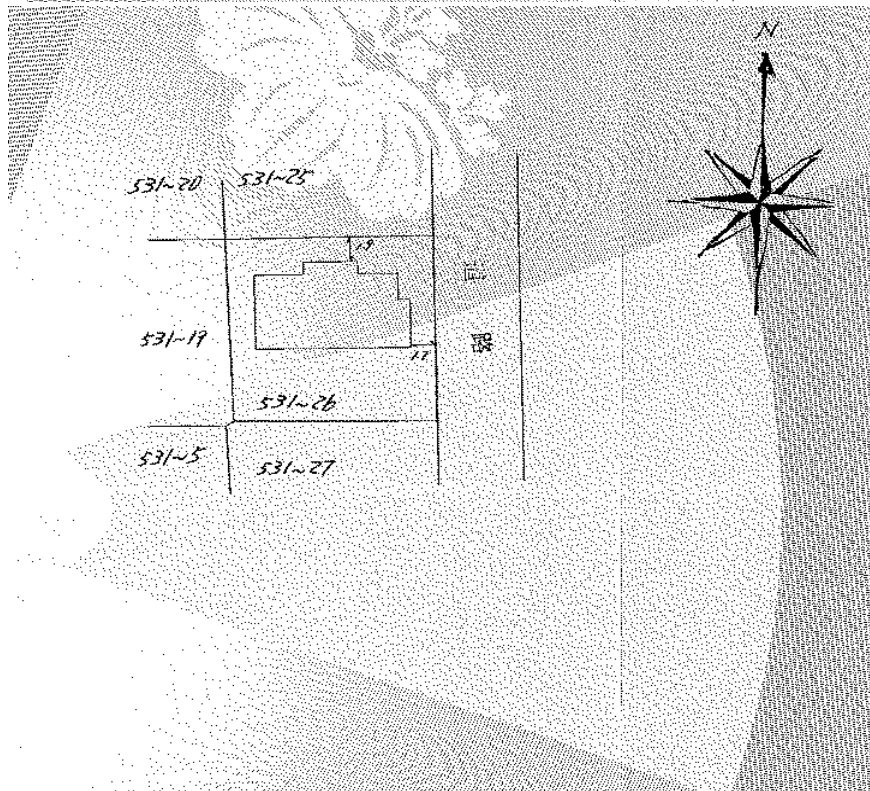
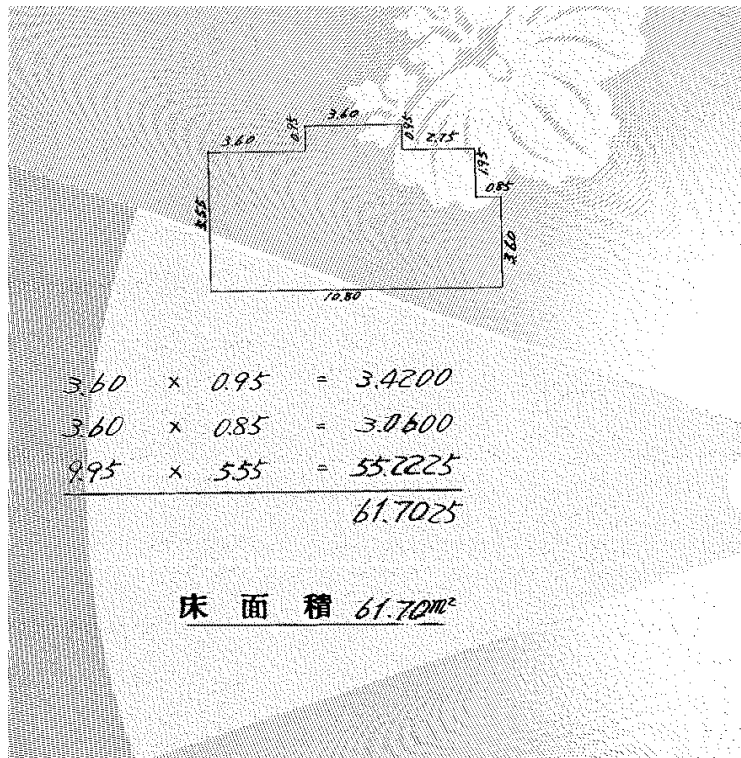


# 建物の見取図

売却区分の  
番号

前橋市  
-3

## 建物の見取図



※見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものです。  
実際と大きく異なる場合があります。参考としてご覧ください。

売却区分の  
番号

前橋市  
-3

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



南東より撮影



東より撮影



東より撮影



北東より撮影